

第7回 多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会  
議事要旨

1 開催日時等

- ・開催日時：令和3年4月12日（月）午後4時から午後5時まで
- ・開催場所：ウェブ会議

・出席委員等

埼玉大学大学院理工学研究科教授 久保田尚（座長）  
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事 浅香博文  
つくば市長 五十嵐立青  
自動車ジャーナリスト 岩貞るみこ  
東京大学大学院法学政治学研究科教授 川出敏裕  
自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車安全研究部長 河合英直  
特定非営利活動法人自転車活用推進研究会理事長 小林成基  
マッキンゼー&カンパニーシニアパートナー 小松原正浩  
公益社団法人日本PTA全国協議会会長 清水敬介  
一般社団法人日本物流団体連合会業務執行理事 宿谷肇  
國學院大學法学部教授 高橋信行  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通企画課理事官  
警察庁交通局交通指導課課長補佐  
警察庁交通局交通規制課課長補佐  
警察庁交通局運転免許課課長補佐

・オブザーバー

内閣府地方創生推進事務局参事官  
経済産業省製造産業局総務課長  
国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課長  
国土交通省道路局企画課長 【代理出席】  
国土交通省自動車局技術・環境政策課長  
国土交通省自動車局保障制度参事官 【代理出席】  
警察庁交通局交通企画課高度道路交通政策総合研究官 【欠席】

## 2 議事進行

### 2. 1 開会

※ 事務局より開会を宣言。

### 2. 2 討議

#### 2. 2. 1 事務局説明

事務局から、中間報告書案の第6回資料からの変更点について説明を行った。

※ 本資料にてセットすることとした。

#### 2. 2. 2 自由討議

各委員からの主な意見等については、次のとおり。

- 新たなモビリティや自転車等について、交通安全教育を行うことは自治体の重要な責務であるということを改めて認識した。
- 安全性を確保して新しいモビリティを社会に取り込むためには、利用者が交通ルールを正しく理解できるようにすべきである。指導取締りを含め、正しく利用させるための方策を行う必要がある。
- 運転免許保有者だけが交通ルールを理解するのではなく、交通安全教育等の機会を通じて、中学校卒業時に試験をするなどして、国民全員が交通ルールを最低限は理解していなければならないようにすべき。
- 歩道通行車の走行場所や速度については歩行者の安全性を最優先に考えるべき。小型低速車については、事業者が積極的に関わる形で交通安全教育を受けさせるべき。
- 自転車の乗り方についても、教育段階ごとの交通安全教育により、繰り返しルールを指導することが必要。
- 新たなモビリティに係る交通ルールの検討は、安全の確保のために必要な規制は設けつつ、その普及と利用を促進するという二面性を有し、難しい課題であると認識している。小型低速車については、主に若年層による利用が想定されることから、無謀な運転がなされることを防止するために、免許は不要にするとしても、利用者が一定の交通安全教育を受けることができる環境を整備することが必要である。この観点からは、事業者に対する交通安全教育の努力義務は一つの有力な選択肢であるが、その場合も、レンタル事業における交通安全教育の実現可能性や、普及と法的義務付けとのバランスなどを検討していくことが必要である。
- 道路交通法は、例外が多く難しい。シンプルなものとするべき。
- そもそも自転車が歩道を通行する状況を前提に議論するのは不適當。新たなモビリティのためにも、自転車の通行環境を整備すべき。
- 歩道上を通行するモビリティをどうするかという問題も重要であるが、日本は大半が歩車道が分離されていないため、そのような場所における交通ルールをどのようにするかも検討が必要ではないか。
- 歩道は、歩行者が安全に通行できる空間として守っていかなければならない。自転車利用者のマナーの悪さが、新型モビリティの普及の阻害となっている。自転車

の免許制度もなく、交通安全教育を受ける機会が少ない点は、喫緊の課題である。

- 子供たちの安全を確保してほしい。歩道を通行する乗り物に関してはしっかりとした交通ルールを作らなければならない。
- 小型低速車がトラック等と接触する危険があることから、ヘルメットを着用させたり、交通量の多い主要道路では専用レーンを走行させたりするルール作りが求められる。
- 最高速度が遅いことが、パーソナルモビリティが車の代替手段として普及するための課題となっている。中間報告書には「安全性を検証しながら」とあるが、何を検証すれば10km/hまでの引上げが認められるのか、ロードマップのイメージを示してほしい。
- 自動歩道通行車については、様々な環境で実験を行う必要があり、実験環境の確保が必要。
- 歩道通行車は、みなし歩行者として、歩行者の交通ルールの下で歩道を通行することになるが、今後の普及状況によっては、みなし歩行者による歩道の通行方法に関する新たなルール作りも必要となるかもしれない。

## 2. 3 閉会

※ 中間報告書と概要について、4月15日（木）の国家公安委員会に報告の上、特段の問題がなければ、同日公表することの了承を得た。

※ 第1回から第7回までの配布資料等の取扱いについて、第1回有識者検討会において、本検討会で用いられる資料の多くは検討段階のものであることから、「議事次第」、「議事要旨」、「構成員一覧」、「開催趣旨書」については警察庁ウェブサイトに掲載することとし、それ以外の資料については当面の間掲載しないこととしていた。

今般、中間報告書を取りまとめることができたことから、これまで掲載していなかった「資料一覧」、「事務局説明資料」、「事業者提出資料」等についても、同日に公表することの了承を得た。